

これまでの広域化について

これまでの広域化の動向

広域化の現状

水道事業を取り巻く環境の変化

水道事業の抱える課題と広域化

これまでの広域化の動向

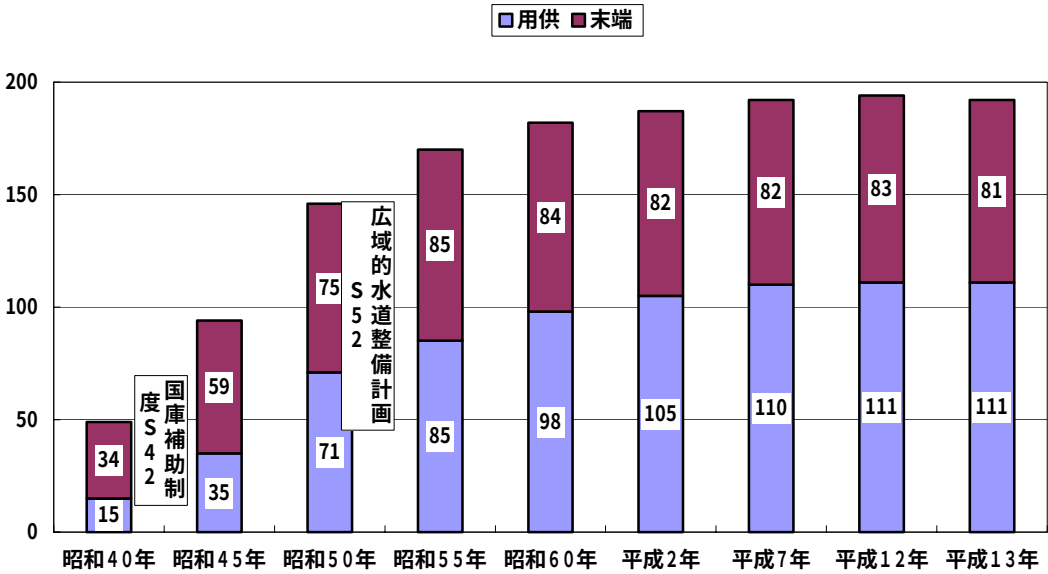
表－1 広域化に関する動き

年代	広域化に関する動向	法制度	水道事業数※
～昭和 20 年代	＜広域水道の発足＞ (府県営、企業団・組合等)		【S25】 水道事業： 1,139 広域水道： 16(2) 簡易水道： 756
昭和 30 年代	＜市町村合併の促進＞	S32 水道法制定 (水道の市町村経営原則)	【S39】 水道事業：15,316 広域水道：52(14) 簡易水道：13,978
昭和 40 年代	＜高度経済成長期＞ ＜水需要の増大・水不足＞ S41 「水道の広域化方策と水道の経営特に経営方式に関する答申」 S48 「水道の未来像とそのアプローチ方策に関する答申」	S42 広域水道施設に対する国庫補助 (補助率：1/4)	【S45】 水道事業：15,718 広域水道：94(35) 簡易水道：14,012
昭和 50 年代	＜広域水道圏の設定＞ ＜広域的水道整備計画＞	S51 広域水道施設に対する国庫補助 (補助率：一般広域 1/4、特定広域 1/3) S52 水道法改正：(「広域的水道整備計画」の設定)	【S55】 水道事業：14,129 広域水道：170(85) 簡易水道：12,148
昭和 60 年代～	＜規制緩和・地方分権＞ ＜経営の透明性・効率化＞ ＜市町村合併の促進＞ H11 「21 世紀における水道及び水道行政のあり方」 H12 「水道に関して当面講ずるべき施策について (中間とりまとめ)」	H11 P F I 法制定 H11 合併特例法の改正 H13 水道法改正 (第三者委託・経営の一体化による事業統合)	【H7】 水道事業：11,890 広域水道：192(110) 簡易水道： 9,828
現在	＜水道の長期ビジョン －水道の広域化政策見直し＞	H15 地方自治法の改正 (指定管理者制度) H15 地方独立行政法人法制定	【H13】 水道事業：10,857 広域水道：192(111) 簡易水道： 8,790

※ 水道事業数は用水供給事業、上水道事業、簡易水道事業の合計
また、広域水道は、(用水供給事業数) + (都道府県営及び組合営の上水道事業数)、
() 内は広域水道の内数で用水供給事業数

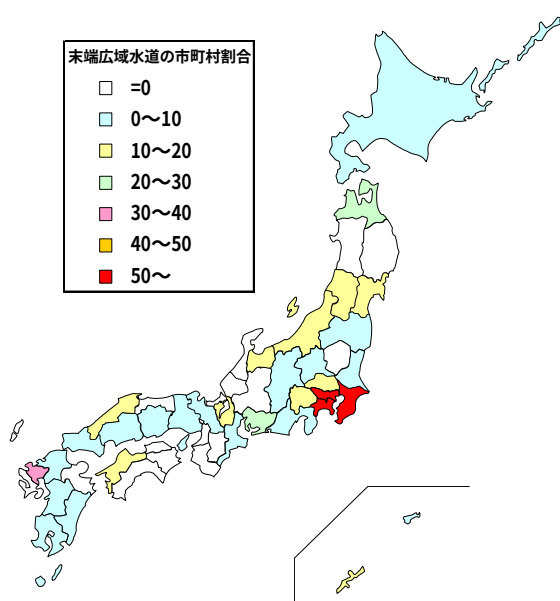
- 今日においては、水道を取り巻く環境の変化への対応として、今後の水道行政の基本的視点を「需要者の視点」、「自己責任原則」、「健全な水循環への対応」とする提言がなされる一方で、事業運営の多様な選択肢が制度的に整備されつつある。

図－1 広域水道事業数の推移

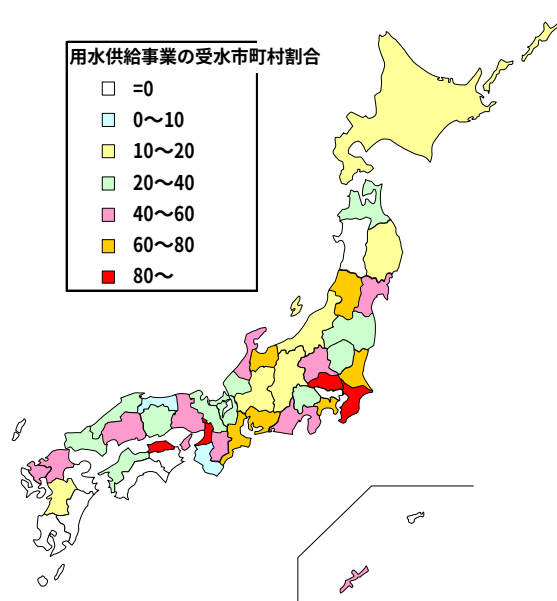


広域化の現状

- 全給水量に対する広域水道による給水量の割合は、用水供給事業で約 27%（平成 13 年度水道統計）、末端給水事業で約 17%（平成 13 年度水道統計、なお、用水供給事業から供給を受けている末端給水の広域水道もある）である。
- また、末端給水の広域水道及び用水供給事業から給水（供給）を受けている市町村の割合を都道府県別に示すと、それぞれ図－2(1)(2)のような状況である。



図－2(1) 末端広域水道の市町村の割合



図－2(2) 用水供給事業受水市町村の割合

- 広域的水道整備計画の策定状況（平成 15 年 3 月現在）は、36 道府県 71 地域で策定されている。
- 広域的水道整備計画における計画策定時、現状（H12 年度末）、計画の目標年次時の水道事業数より、簡易水道の統合はある程度進んでいるが、市町村間の末端水道事業の統合による広域化は進展していない状況であることがわかる。

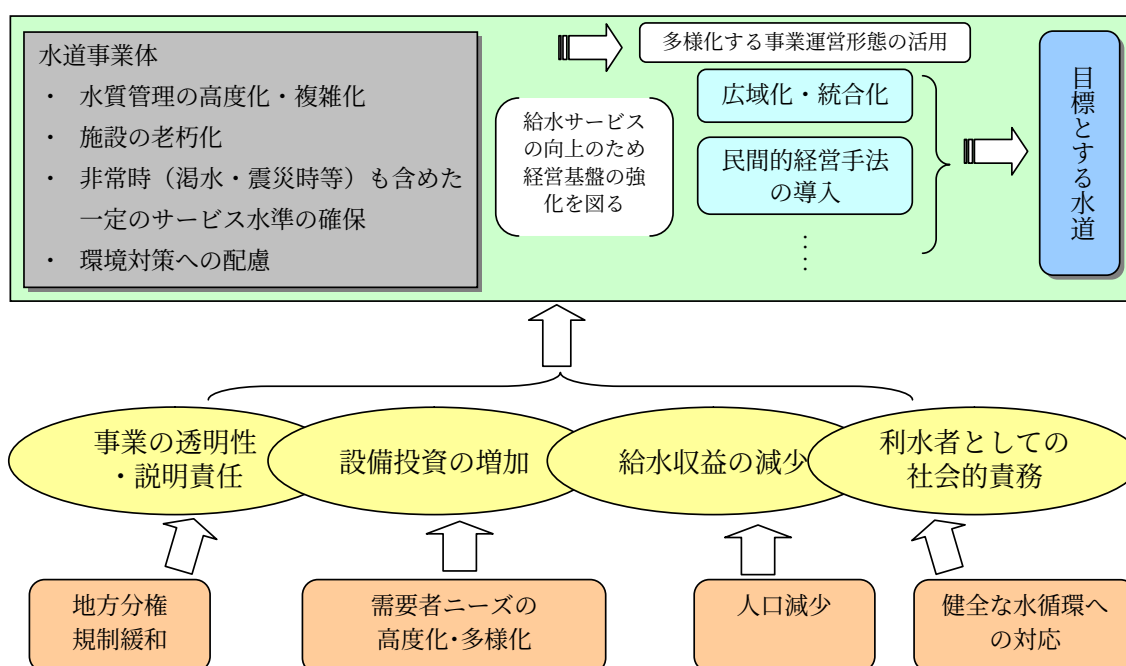
表－2 広域的水道整備計画における水道事業数

	計画策定時	H12 年度末	目標年次時
上水道	1,002	1,015 (1,958)	895
簡易水道	3,978	2,832 (9,071)	1,330
計	4,980	3,847 (11,029)	2,225

() 内は全体の事業数

水道事業を取り巻く環境の変化

- 今後、予測される人口の減少、それに伴う給水収益の減少等、水道を取り巻く環境が厳しさを増す中で、水道事業者は、水質管理の高度化、施設の老朽化等の様々な課題を抱えている。
- これらの課題に対応し、給水サービスの維持・向上を図るためには、財政基盤や技術基盤の強化が必要であり、広域化・統合化や民間的経営手法の導入といった多様な事業運営形態の活用が考えられる。



図－３ 水道を取り巻く環境と水道としての方向性

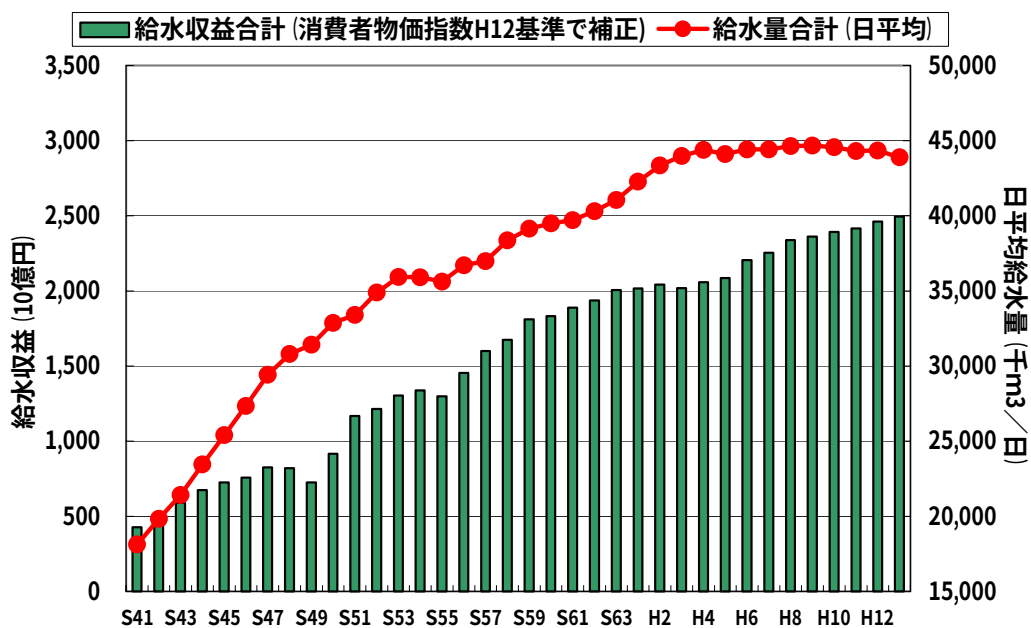
水道事業の抱える課題と広域化

① 水道事業の抱える課題

- 需要減による給水収益の低下が予測される中で、水道事業者は、
 - ・ 老朽化施設の計画的な更新
 - ・ 水質管理の高度化・複雑化
 - ・ 非常時（渇水や震災時等）も含めた一定のサービス水準の確保
 - ・ 環境対策への配慮

等の課題を抱え、必ずしも収益の増加につながらない投資が必要になってくることから、今後、事業経営が圧迫されることが予想される。

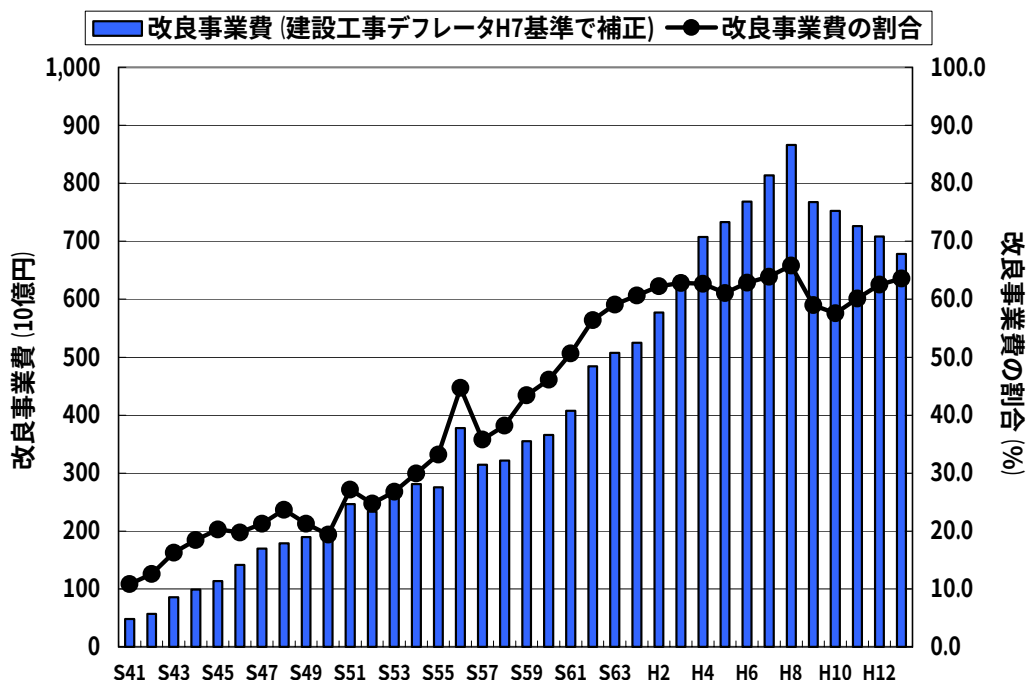
- 「需要減による給水収益の低下」については、図－４に示す 30 年間の一日平均給水量と給水収益の推移からも推察できる。



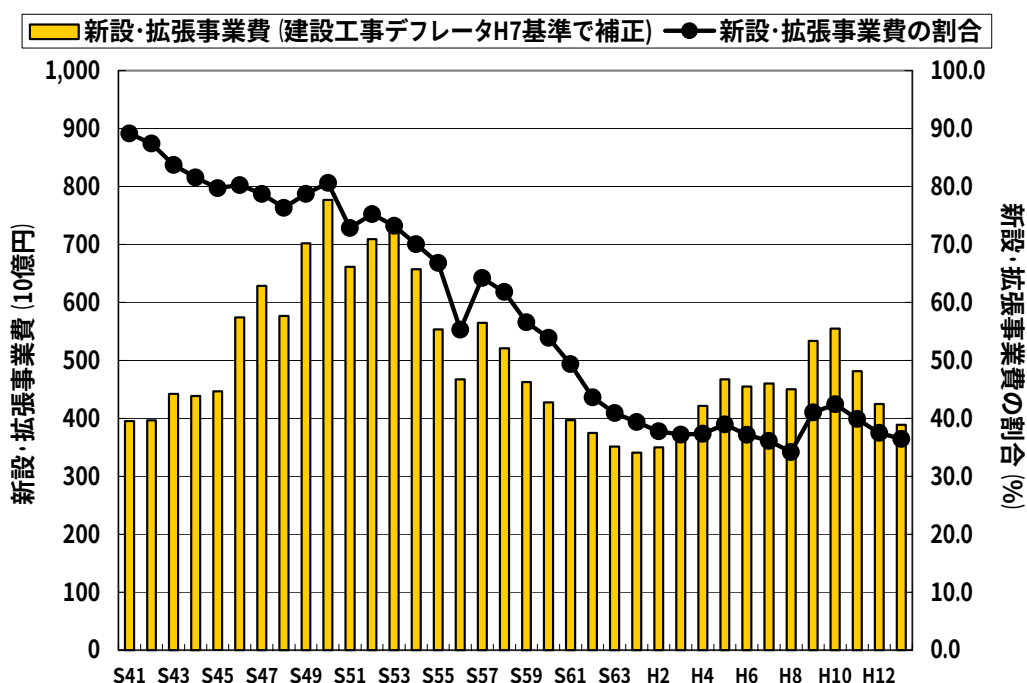
図－４ 給水量の減少と給水収益

- 老朽化施設の計画的な更新

図－５に示す 30 年間の改良事業費とその割合（改良事業費／（新設・拡張事業費＋改良事業費））の推移からも、今後、老朽化施設の更新等、改良事業の必要性が推察できる。



図－５(1) 改良事業費と事業費（新設・拡張＋改良事業費）に占める割合



図－５(2) 新設・拡張事業費と事業費（新設・拡張＋改良事業費）に占める割合

- 水質管理の高度化・複雑化

微量有機物、農薬、クリプトスポリジウム等の水道水質の問題により、水質基準項目や基準値の見直し等も含め水質管理の要求水準が高くなっており、現行の水質管理体制では対応できなくなる可能性があり、それらの対応を検討していかなければならない状況である。

- 非常時（渇水や震災時等）も含めた一定のサービス水準の確保

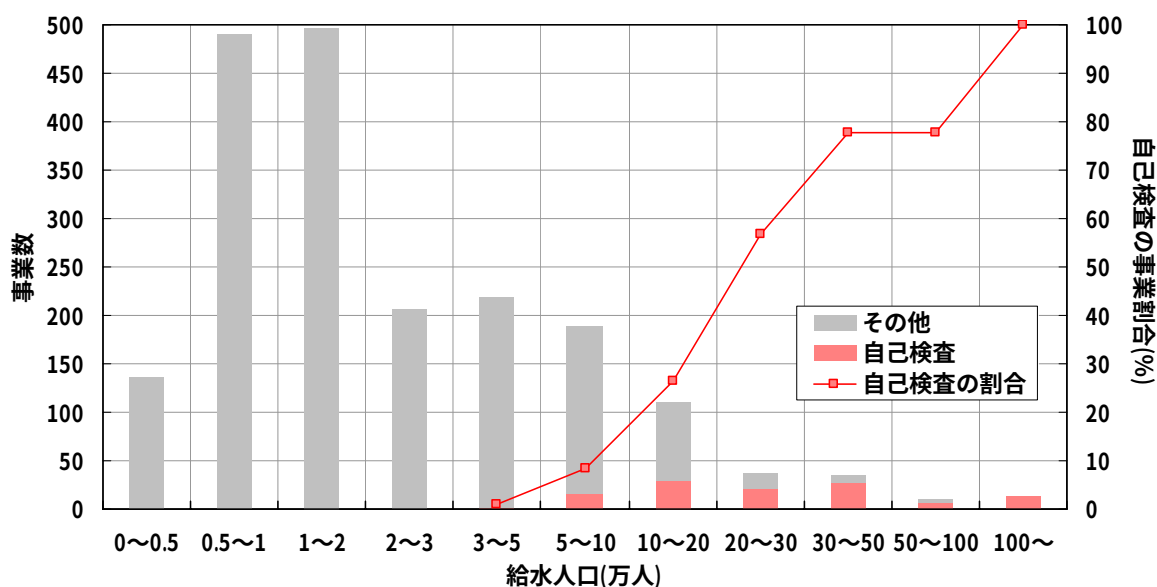
平成6年度の列島渇水、平成7年の兵庫県南部地震をはじめとする地震災害などからもその重要性が認識されている状況である。

- 環境対策への配慮

地球環境問題に対応するため、水道事業においても、環境負荷の低減を図るため、省エネルギー化等に積極的に取り組んでいく必要がある。

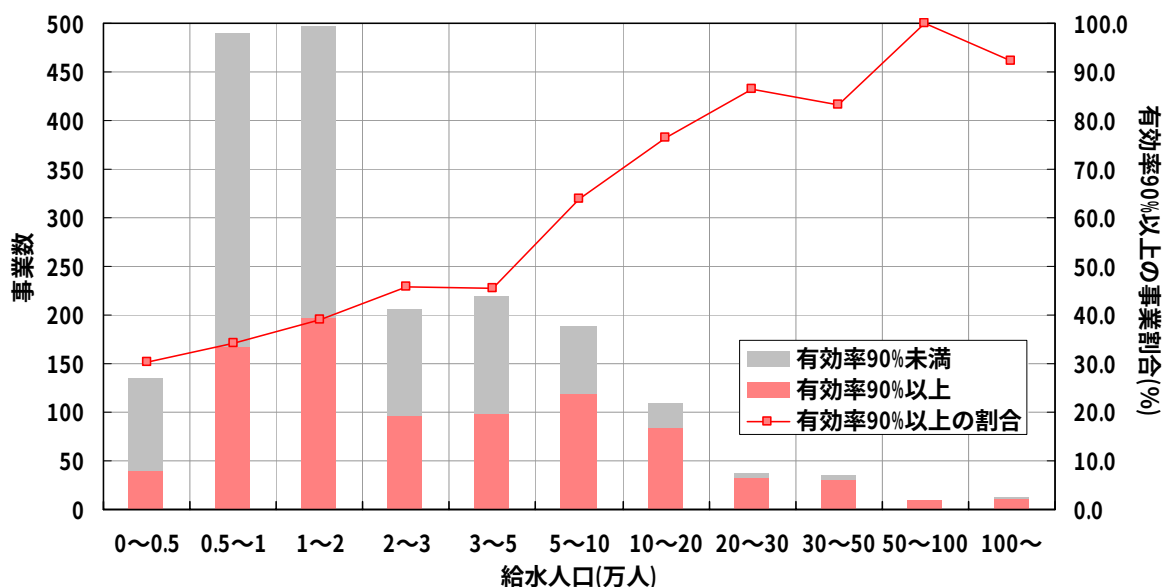
②広域化による効果

- 現状の事業規模別にみた管理状況（例として、水質検査体制、有効率）では、大規模な事業ほどその水準（水質検査全項目試験の実施事業割合、有効率 90%以上の事業割合）は高い。
- このことより、技術基盤の強化に対しては、広域化による事業規模の拡大による効果が期待できるものと考えられる。
- また、技術基盤の強化は、水質管理や安定供給のための管理体制の整備水準の強化につながり、安全に飲用できる水の確保、非常時も含めた安定的な供給の確保に寄与するものと考えられる。



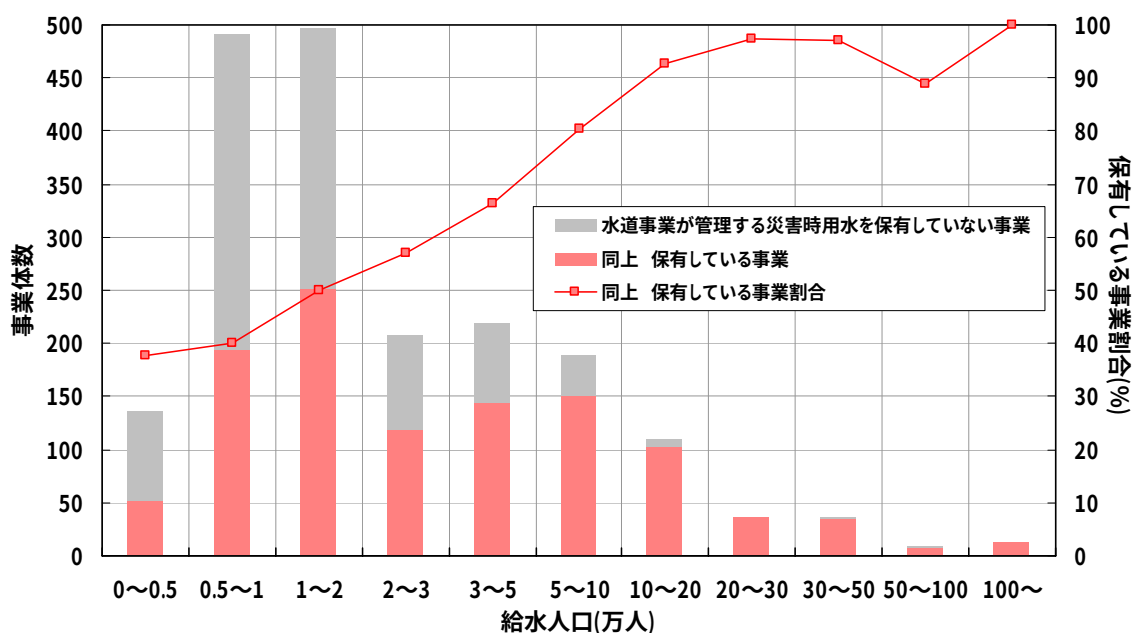
資料) H13 水道統計、厚生労働省資料より作成

図-6(1) 水質試験全項目の自己検査事業数



資料) H13 水道統計より作成

図-6(2) 有効率 90%以上の事業数

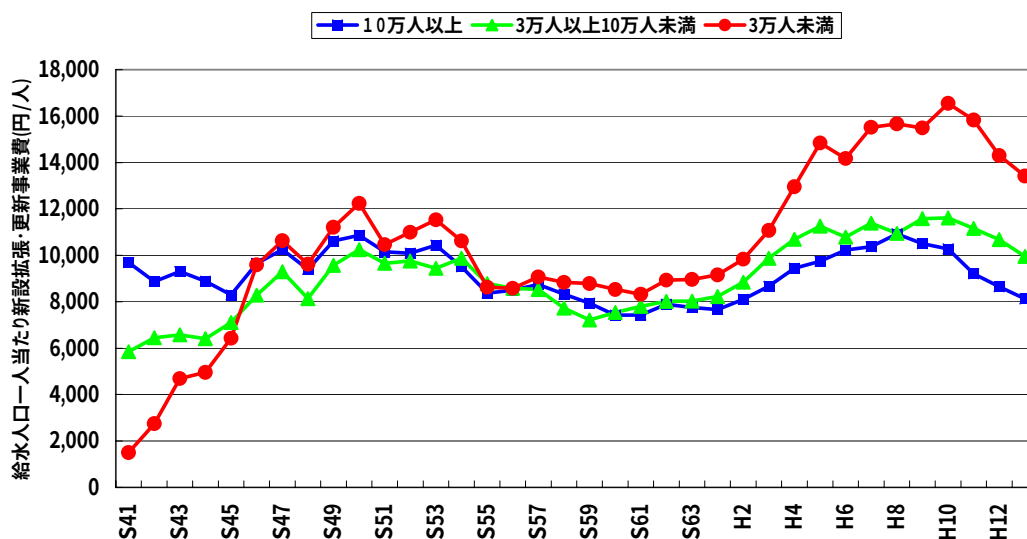


資料) H13 水道統計より作成

※水道事業が管理する災害時用水の保有は、飲料水・生活用水として、緊急遮断弁付配水池、緊急時用井戸、水道部署が管理している緊急貯水槽等を保有している場合とした。

図－6(3) 水道事業が管理する災害時用水の保有状況

- 水道事業規模別にみた給水人口一人当たりの新設拡張・更新事業費の推移では、事業規模が大きいほど一人当たりの投資額は小さくその傾向は近年においてより顕著である。
- このことは、広域化による事業規模の拡大が事業の効率化につながり、財政基盤の強化に対し効果が期待できるとともに、サービス水準の向上に寄与するものと考えられる。
- なお、創設期の昭和 40 年代の傾向は、水源開発費の影響により、小規模水道ほど一人当たりの費用が小さい状況となっているものと考えられる。



(事業費は建設工事デフレーターで H7 基準に補正の上使用)

図－7 給水人口一人当たり新設拡張・更新事業費の推移

